

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	財政部
監査の種類	令和6年度 定期監査（6監第65号 令和6年11月26日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和7年2月21日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 市有地貸付に係る収入事務において、納入通知書が発行されていない例が認められた。	令和7年 2月21日
2 収入事務（その2） 市有地貸付に係る収入事務において、督促が行われていない例が認められた。	令和7年 2月21日
意見又は要望とする事項	
1 収入事務（行政財産使用許可に係る内部統制強化について）	未措置
2 収入事務（市税等の徴収対策について）	令和7年 2月21日

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>市有地貸付に係る収入事務において、納入通知書が発行されていない例が認められた。</p> <p>※ 土地賃貸借契約に基づく市有地貸付収入について、納入の通知は、市財務規則第45条第1項の規定に基づき、納入通知書により行わなければならないが、納入義務者に対し、納入通知書が発行されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（施設マネジメント課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>納入通知書を使用せずに市の口座へ直接貸付料が支払われる案件について、担当職員が納入通知書の発行を要しないと誤って認識していたものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>送付が漏れていた納入通知書について、令和6年10月11日に発行しました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>次年度以降の防止策として、直接口座へ支払われる貸付料についても納入通知書発行を要する旨を事務引継ぎ書に明記し、送付の遺漏を防止するため、作成した納入通知書を徴収簿等と突合確認する等、徹底します。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>市有地貸付に係る収入事務において、督促が行われていない例が認められた。</p> <p>※ 市有地貸付収入について、納期限である令和6年4月30日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年5月20日まで）に書面により督促をしなければならないが、督促が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（施設マネジメント課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>納入通知書が未発行となっていた案件（市の口座へ直接貸付料が支払われるもの）について、担当職員が納入通知書の発行履歴のみを参照したことから、督促状の作成が漏れたものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>当該貸付収入については、令和6年10月22日に納付が確認されたことから、督促は不要となったものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>督促状作成の際には、現在の貸付契約状況や徴収簿等も併せて参照し、徴収簿に督促期限欄を追加する等、督促を要する案件について漏れなく把握するよう徹底します。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>2 収入事務（市税等の徴収対策について）</p> <p>本市における市税等の徴収対策は、税務課及び各税務事務所において、毎年度策定している市税等徴収方針に基づき、滞納者に対する財産調査の徹底や現地調査の強化など、状況に応じた滞納整理を実施しているほか、平成25年度から「市納税案内センター」を設置し、現年度未納者への電話催促等による早期納付を促進している。</p> <p>また、本年度から利用開始した預貯金照会電子化サービスは、金融機関等からの回答取得の短縮や照会件数の拡大による効率的で効果的な滞納整理を可能としたところである。</p> <p>しかし、本市における市税の令和5年度徴収率にあつては、現年課税分が98.9%、滞納繰越分が25.9%、合計が96.6%となっている一方、中核市62市の平均は、現年課税分が99.4%、滞納繰越分が28.9%、合計が98.1%となっており、いずれの徴収率にあつても本市が中核市平均を下回る結果となっている。特に現年課税分は中核市62市中最低位であり、令和元年度から令和5年度までの推移においても、横ばい傾向が続いている。</p> <p>このことから、市税が歳入の根幹をなすものであるとの認識の下、人口減少の進行に伴い将来的な税収の逡減が見込まれる中であつて、自主財源の積極的な確保に努めるべく、臨戸訪問による納付勧奨や納税相談をはじめとしたより一層の徴収対策を強化するほか、先行自治体の状況を参考としながら、新たな業務委託の導入やDXの推進、適切な数値目標の設定を検討するなど、徴収率向上に向けた取り組みを望むものである。</p> <p>なお、市税等の円滑な納付を推進してきた納税貯蓄組合についても、組合員の高齢化等を理由として組合数及び組合員数が年々減少しており、休止する地区方部会も見受けら</p>	<p>税収の確保にあつては、自主納付の更なる推進のため、平成26年度に、徴収対策の形態を従来の臨戸訪問・納付折衝型から、催告・滞納処分型へ転換し、資力に応じた差押等を主体とする徴収対策に取り組んできたところです。</p> <p>滞納処分を中心とする取組みは、強制的な換価・充当に加え、資力のある滞納者の自主納付に繋がる効果があるものの、滞納処分に足る資力を有していない滞納者の自主納付には結び付きにくいものがあります。</p> <p>こうした中、時期を限定した臨戸訪問による催告が、納付に繋がる効果が期待できるとも捉えており、令和6年度は、臨戸訪問催告を効果的に実施することとし、各所属にて適時実施するようにしております。</p> <p>また、令和6年度は、年度当初から、電子預貯金照会システムを導入し、財産調査を推進しているところですが、令和5年度の現年課税分の徴収率が中核市最下位であったことを重く受け止め、滞納発生後、早期に預金差押を執行することで、以後の納期分における納期内納付を意識づけることとしています。</p> <p>加えて、中核市のうち徴収率が高位にある自治体の施策や組織体制、注力点について、本市に取り入れた場合に効果があると見込まれる事例等の検討に着手したところです。数値目標についても、令和5年度から徴収部門として目指すべき徴収率を掲げているところですが、令和7年3月中に取りまとめる予定の令和7年度徴収方針において、徴収対策別の目標数値の設定を検討しています。</p> <p>市税等の徴収部署全体での更なる徴収率向上に向け、今後も継続した取り組みを実施して参ります。</p> <p>なお、「納税貯蓄組合」の今後のあり方については、「納税貯蓄組合」が納税貯蓄組合法に基づき、個人又は法人が地域等を単位として任意に組織しているものであるため、各組合において</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>れていることから、社会情勢の変化を踏まえた納税貯蓄組合の今後のあり方についても見直しを検討されたい。</p> <p>(税務課)</p>	<p>検討されるものと考えます。</p> <p>ただし、「納税貯蓄組合」との関わりとして、市では、設立・解散等の届出を受けるほか、納税貯蓄組合相互の連絡協調を図り、その発展を助長し、併せて納税思想の普及育成に努める</p> <p>「いわき市納税貯蓄組合連合会」の事務局を税務課が、その下部組織として市内13地区に設置された「方部会」の事務局を税務課や各税務事務所、各支所が担っています。</p> <p>また、「納税貯蓄組合」に対して、新規組合の設立に対する奨励金や事務費の交付、優良な組合・組合長に対しての表彰を実施しています。</p> <p>市内の「納税貯蓄組合」については、組合数及び組合員数の減少が続いており、その理由としては、個人情報に対する関心の高まりや納税環境の変化、納税貯蓄組合員の高齢化や後継者不足等であると把握しており、組合員の減少や組合の解散は、社会情勢の変化に応じたそれぞれの判断によるものと認識しています。</p> <p>そのような中で、市としては、自主財源の確保のため、当面は、「納税貯蓄組合」に対するこれまでの取組みによる納期内納付の推進に努めるとともに、「いわき市納税貯蓄組合連合会」組織のあり方や関わり方、さらには、組合への支援のあり方について検討を行っており、今後も「納税貯蓄組合」を取り巻く環境の変化に応じ、継続して検討して参ります。</p>

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	生活環境部
監査の種類	令和6年度 定期監査（6監第65号 令和6年11月26日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和7年2月19日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 支出事務（その1） 補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請を受理し、交付決定を行っている例が認められた。	令和7年 2月19日
2 支出事務（その2） 補助金の交付に係る支出事務において、交付決定前に補助金等決定通知書を発出し、支出負担行為の手続きを行っている例が認められた。	令和7年 2月19日
3 支出事務（その3） 補助金の交付に係る事務において、補助対象ではない経費を含めて交付決定を行っている例が認められた。	令和7年 2月19日
4 契約事務（その1） プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。	令和7年 2月19日
5 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和7年 2月19日
6 契約事務（その3） 契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。	令和7年 2月19日
7 財産管理事務 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和7年 2月19日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務（その1）</p> <p>補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請を受理し、交付決定を行っている例が認められた。</p> <p>※ いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による事業計画書、収支予算書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例4件あり】</p> <p>なお、要綱の規定が実態に即していない場合は、その改正等について検討された。</p> <p style="text-align: center;">（資源循環推進課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金については、同補助金交付要綱第4条第2項において必要な書類を定めています。</p> <p>一方で、事業計画書、収支予算書、前年度決算書及び収支決算書については、個人である申請者に対し購入の補助を行う性質上、添付を求めることができない書類であることから、規則第4条第2項に該当すると判断し、実務上添付を求めていなかったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>事業計画書、収支予算書、前年度決算書及び収支決算書については、前述のとおり、申請者個人に対し添付を求めることができない書類であり、是正措置を講じることができません。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>今後も、事業計画書、収支予算書、前年度決算書については、添付を求めないようにするため、令和6年度末までに要綱改正し、添付を省略できる書類について明確化することとします。</p>
<p>2 支出事務（その2）</p> <p>補助金の交付に係る支出事務において、交付決定前に補助金等決定通知書を発出し、支出負担行為の手続きを行っている例が認められた。</p> <p>※ いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金について、令和6年5月22日付けで交付決定しているが、補助金等決定通知書を、交付決定前の同月17日付けで発出していた。</p> <p>また、市財務規則第63条第1項の規定により、支出負担行為は交付決定のときに行わなければならないが、交付決定前の同月</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>交付決定通知書を作成した際に、決裁日及び施行日の確認不足により誤った日付で作成してしまったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>会計担当部署に確認を行ったところ、支払い済みの案件については、支出負担行為日の修正は不可能であるため、是正措置を講じることは出来ません。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>17日に行われていた。【類例2件あり】 (資源循環推進課)</p> <p>3 支出事務 (その3)</p> <p>補助金の交付に係る事務において、補助対象ではない経費を含めて交付決定を行っている例が認められた。</p> <p>※ いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の額について、同補助金交付要綱第3条に基づき算定しているが、補助対象経費ではない延長保証料を加えて補助金額を算定し交付決定を行っていた。 (資源循環推進課)</p> <p>4 契約事務 (その1)</p> <p>プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。</p> <p>※ プロポーザル方式の実施において、市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させようとする場合は、市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第7条第3項に規定する書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、参加の可否を判断することとされている。</p> <p>ゼロカーボン人づくり公民連携事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施においては、市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力</p>	<p>今後、同様の事案が発生することがないように、交付決定通知書を発行する前に再度、副担当及び係長で確認を行った後に交付決定通知書を交付しています。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 課内での申請内容の確認不足により発生したものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕 令和7年1月23日に、過誤払金整理書(兼減額支出負担行為)を起票のうえで、同日、返納通知書兼領収証書を送付し、過払い金について令和7年1月30日に返納いただきました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕 補助金交付事務及び決裁の際に、新たに補助金額計算シートを作成し確認することで、再発防止に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 ガイドラインでは、参加申込者の参加資格の確認については、審査過程で警察に照会するとされていましたが、その理解が不十分であったため、警察への照会をしていませんでした。</p> <p>また、参加申請に必要な昨年度の事業実績書及び収支決算書については、3月決算のため確定していない状況であったことから、決算確定後に関係書類を提出させて確認する予定としておりましたが、当該事務を失念してしまったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕 ガイドラインに従い、当該参加団体について警察に照会し、令和6年10月2日付で、排除措</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させていたものの、審査の過程において警察に対し暴力団等の該当性情報の照会を行わないまま、参加資格を有するものと認め、プロポーザル方式による受託候補者選定に参加させていた。</p> <p>さらに、ゼロカーボンづくり公民連携事業公募型プロポーザル実施要領において提出書類として定めている昨年度事業実績書及び収支決算書の提出を受けないまま、参加資格を有するものと認め、プロポーザル方式による受託候補者選定に参加させていた。</p> <p>(環境企画課)</p>	<p>置対象者に該当する者は認められない旨の回答を得ました。</p> <p>また、当該参加団体より、令和6年5月29日総会実施後、令和6年9月4日に必要書類の提出を受けました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>令和7年度以降の本事業については、受付終了から参加審査結果の通知まで、警察照会に要する期間（3週間程度）を確保できるスケジュールに変更します。</p> <p>また、提出書類とした事業実績書及び収支決算書については、「昨年度」から「直近」のものに変更します。</p>
<p>5 契約事務（その2）</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 普通財産の貸付に係る契約事務について、市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>課内での確認不足により、契約書への契約解除条項の規定文等の記載漏れが発生したものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>令和6年12月10日付で相手方と当該事項を追加する変更契約を行いました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>課内全体において、例規等の理解及び確認を徹底するとともに契約書作成時には、課内にて、契約課作成「役務的業務委託に関する契約事務の指針」を改めて確認し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>6 契約事務（その3）</p> <p>契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。</p> <p>※ 不法投棄常習地区巡回清掃業務委託（北</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>選定業者が経費の面で優位であることを立証するため、他2業者から見積書を徴し、コストを比較しましたが、選定業者からは見積書を徴しておらず、立証が不十分でした。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>部地区)においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)を適用した随意契約の理由として、コスト比較表を添付していたが、選定業者と他者等との比較が行われておらず、選定業者が優位であることが立証されていなかった。</p> <p>(廃棄物対策課)</p> <p>7 財産管理事務</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和6年8月7日)において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>このことは、契約課が示す「随意契約に関する事務執行のための指針」の理解が不十分であったため生じたものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>契約済みの事例であり、遡及して修正できないため、是正措置を講じることができません。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>同様業務の契約事務が発生した場合、経済性や特殊性など総合的な視点から契約方法を判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用する際には、選定業者からも見積書を徴し、労務費、車両費等の内訳及び全体額について他者と比較した書類を作成し、経費の面で選定業者が優位であることを立証する書類として、起工何に添付します。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>特定の業務用として購入した切手を、郵便切手等管理簿に記載するのを失念したため、現物と一致しなかったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>郵便切手等管理簿を整理し、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿を一致させました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>今後、切手等の管理を徹底するとともに、同様の事案が発生しないよう、郵便切手を受入した際に庶務担当職員と係長など、複数人で現物と郵便切手等管理簿の一致を確認する対策を講じたところ です。</p>